

放課後児童クラブの基準等について (前回の積み残し)

その他の基準【参酌すべき基準】

◎ その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

(1) その他の基準の範囲について

【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容については、次ページを参照。

【論点・検討の視点】

- その他の基準として、どのようなものを定めるか。

<委員の主な意見>

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。

各施設・事業の主な基準の比較

※下線部は従うべき基準

	児童福祉施設		事業			
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	放課後児童クラブ	
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		放課後児童クラブガイドライン	
職員	資格	保育士 (ほか、嘱託医、調理員の設置について規定)	児童指導員及び保育士 (ほか、嘱託医、調理員等の設置等について規定) ※児童養護施設の長の資格についても規定あり	保育士	家庭的保育者	「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい
	員数	【保育士】 0歳 3:1 1、2歳 6:1 3歳 20:1 4歳以上 30:1 (2人を下ることはできない)	【児童指導員及び保育士の総数】 0、1歳 1. 6:1 2歳 2:1 3歳以上の幼児 4:1 少年 5. 5:1 (45人以下の施設については、更に1名以上追加)	保育所と同様(設備運営基準第33条第2項(保育士の員数)に準じた対応)	【家庭的保育者】 保育する乳幼児の数は3人以下 (家庭的保育補助者を置く場合、5人以下)	なし (「放課後児童指導員を配置すること」のみを記載)
施設	保育室等	【0、1歳】 乳児室 1人当たり1. 65㎡以上 又は ほふく室 1人当たり3. 3㎡以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人当たり1. 98㎡以上	居室 1人当たり 4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室 1人当たり3. 3㎡以上)	保育所と同様(設備運営基準第32条(保育所の設備の基準)に準じた対応)	専用の部屋 9. 9㎡以上(1人あたり3. 3㎡以上) (3人を超える場合、1人につき3. 3㎡追加)	・専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペース ・1人あたりおおむね1. 65㎡以上が望ましい。
		【0、1歳】 医務室、調理室、便所、保育に必要な用具 【2歳以上】 屋外遊戯場、調理室、便所、保育に必要な用具	相談室、調理室、浴室、便所、職業指導に必要な設備 (30人以上の施設については、医務室、静養室)	保育所と同様(設備運営基準第32条(保育所の設備の基準)に準じた対応) ※医務室、調理室、屋外遊戯場を除く	調理設備、便所、遊戯等に適当な広さの庭	・体調の悪い時などに休息できる静養スペース
	その他	【建築関係】 耐火基準、2方向避難の確保 等 ※建築基準法による規制のほか、設備運営基準で上乗せ 【消防関係】 非常警報器具等、消防機関へ火災を通報する設備の設置 等 ※消防法による規制※2のほか、設備運営基準で上乗せ	省令上は規定なし 【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 保育所の基準に準じた対応 【消防関係】 保育所の基準に準じた対応※2	火災警報器、消火器の設置※2 (その他については省令上基準なし) 【建築関係】 建築基準法による規制(現行) 【消防関係】 消防法による規制(現行)※3	ガイドラインでは規定なし 【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制

※1 児童福祉施設は建築基準法上「特殊建築物」に該当し、3階以上の場合等は耐火建築物、2階であって一定規模以上の場合等は耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要

※2 保育所、一時預かり事業、家庭的保育事業のうち、一定の規模以上の場合等は消防法に基づき、消火設備、警報設備等の設置が義務付け。(一時預かり事業、家庭的保育事業については平成27年4月から適用)

※3 通知上、一定の規模以上のものは保育所と同様の取扱い。

	児童福祉施設		事業		※下線部は従うべき基準
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	放課後児童クラブ
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		放課後児童クラブガイドライン
定員	(60人以上。ただし、都市部、過疎地においては20人以上でも可【通知】)	居室(1室定員) 4人以下 (乳幼児のみの居室 6人以下)	—	原則3人まで (補助者を置く場合5人まで)	集団規模: おおむね40人程度までとすることが望ましい (規模: 最大70人までとすること)
時間	保育時間: 8時間を原則 (開所時間は11時間。延長保育、休日保育あり【通知】)	—	—	保育時間: 8時間を原則	・平日: 放課後の時間、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定 ・休日等: 保護者の就労実態等をふまえて8時間以上
一般原則関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の一般原則等 職員の一般的要件 職員の知識及び技能の向上 他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務 入所者の平等取扱い 虐待等の禁止 懲戒に係る権限濫用禁止 		—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重、体罰等の禁止等(指導員の役割として) 資質向上のための研修の実施
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に必要な設備の設置 毎月1回以上の訓練 		—	定期的な訓練	<ul style="list-style-type: none"> 事故やケガの防止と対応 防災、防犯対策 (定期的な避難訓練) 来所・帰宅時の安全確保
食事	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理 3歳以上児に対する給食の外部搬入に係る特例 	—	<ul style="list-style-type: none"> 食事(必要な設備を設ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 食事に関する規定(自園調理除く) 	—
保健関係	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付 入所者・職員の健康診断 		—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理(感染症等の発生時の対応策)
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 内部規程の策定(入所者への援助、施設管理) 職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等) 		—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報、プライバシー保護、秘密保持 苦情処理体制の整備等
関係機関、保護者との連携	保護者との密接な連絡	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の長と学校、児童相談所等との連携による児童の指導及び家庭環境の調整 	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と保護者との密接な連絡 市町村と保育所その他の関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域と連携
評価等	(*)	自己評価・第三者評価、(*)	(*)	—	自己点検、(*)
保育内容	厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う		保育所に準じて行う	保育所に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して行う	<ul style="list-style-type: none"> 指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援計画の策定 養護(生活環境等を整える) 生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整 児童と起居を共にする職員 		—	—	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 障害児の受入と配慮 利用者へ情報提供

(*) 社会福祉法上の努力義務あり

現行の放課後児童クラブに係る社会福祉法の主な規制

社会福祉事業の開始時

- 事業開始の日から1月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
 - ※ 子ども・子育て新制度では、児童福祉法の改正により、市町村長に対する事前の届出が義務化される(上記の規定は適用されなくなる)。

社会福祉事業の経営者に対する指導監督

- 都道府県知事は、必要と認める事項の報告徴収・検査等を行うことができる。
- 都道府県知事は、事業者が報告徴収・検査等に応じない場合、サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合等は、事業の制限・停止を命ずることができる。
 - ※ 子ども・子育て新制度では、児童福祉法の改正により、市町村長による報告徴収・検査等や事業の制限・停止命令等が可能となる(一部を除き、上記の規定は適用されなくなる)。

その他社会福祉事業の経営者に係る規制

- サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑に利用できるよう、事業に関する情報提供の努力義務
 - 利用申込時に契約内容等についての説明の努力義務
 - 契約成立時に利用者に対し、サービスの内容や利用者が支払うべき額に関する事項等を記載した書面の交付等
 - 自己評価等のサービスの質の向上の努力義務
 - 誇大広告の禁止
 - 利用者等からの苦情解決の努力義務
- 等

※ 社会福祉法上、常時保護を受ける者が20人未満である放課後児童健全育成事業は、社会福祉事業には含まれない。

(2) 建築・消防関係（その他の基準に関連した論点）

【現状】

- 放課後児童クラブを実施する建築物は、建築基準法や消防法などによる規制がかかっている（ガイドラインなどでこれらの法令の上乗せ基準を定めてはいない）。

<建築関係について>

- ・ 耐火基準については、建築基準法上、児童福祉施設は「特殊建築物」に該当し、3階以上の場合等は耐火建築物、2階であって一定規模以上の場合等は耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となっている。放課後児童クラブを実施する建築物が特殊建築物に該当するかどうかは、各特定行政庁の判断によるものとされている。
 - ※ 建築基準関係の実務は、特定行政庁（一定の市又は都道府県）が行っており、放課後児童健全育成事業の用途に供する建築物が特殊建築物に該当するかどうかについては、特定行政庁によるものとされている。
- ・ また、避難基準についても、特殊建築物かどうかや建築物の規模等によって異なっているが、例えば特殊建築物に該当する場合には、その階の放課後児童クラブの主たる用途に供する居室の床面積の合計が50㎡を超えるものについては、2つ以上の直通階段を設けなければならない。

<消防関係について>

- ・ 消防法上、建築物等の所有者、管理者等は、建築物の種類や規模、階、収容人員等に応じて消防用設備等の設置・維持管理義務や防火管理者の選任の義務がある。
- ・ 例えば、延べ面積300㎡で1階の放課後児童クラブで収容人員が50人以上の規模の放課後児童健全育成事業の用途に供する施設の場合、消火器、非常ベル、誘導標識等を設けること、防火管理者を選任することとされている。

【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブに使用する建築物の耐火基準等について、様々な場所では実施されているという点も含め、どのように考えるか。

(3) 規模について

【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインにおいて、具体的な数値基準を示しているのは、開所時間、施設・設備の基準を除くと、「規模」のみ。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としている。

【論点・検討の視点】

- 規模について、基準とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。

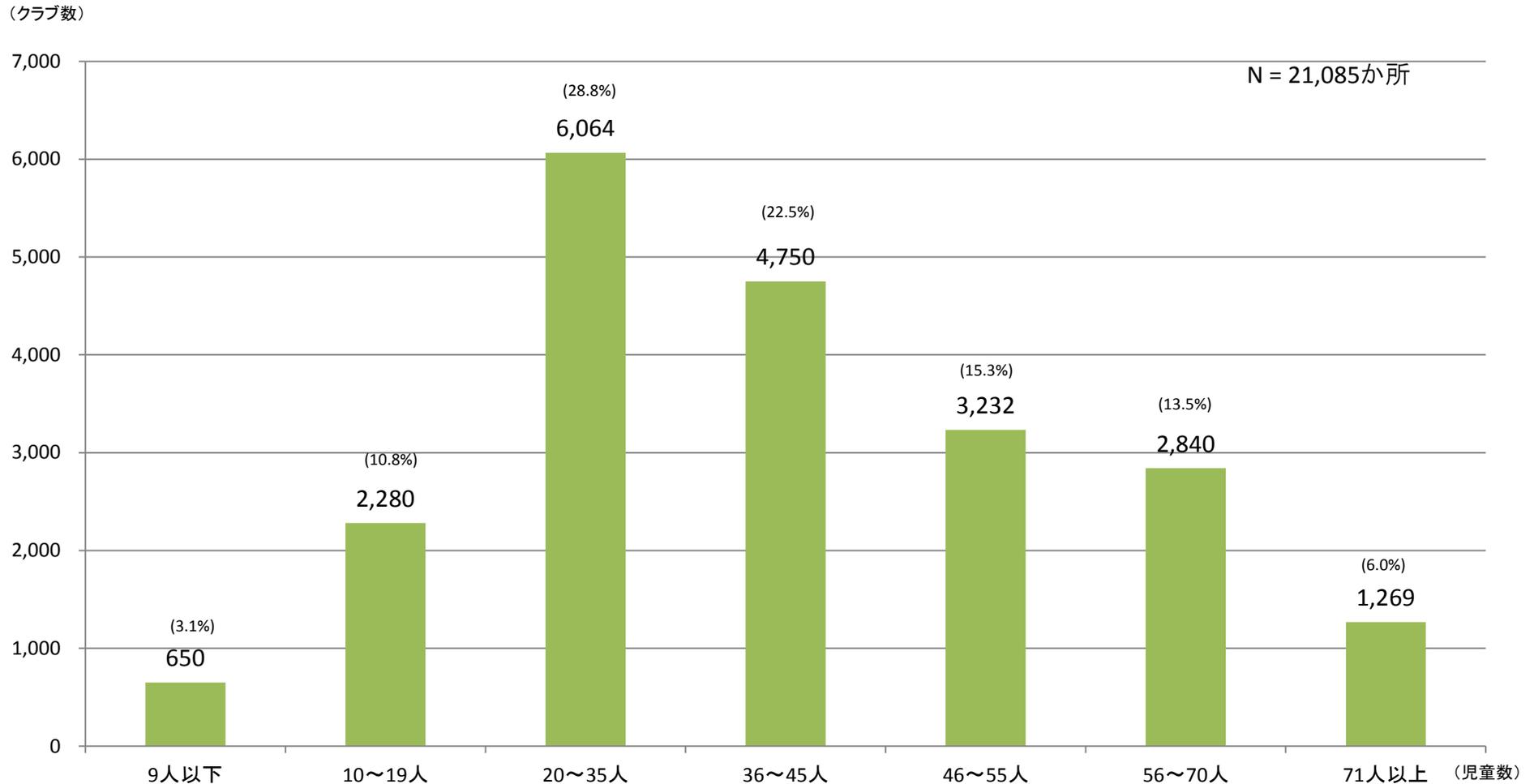
◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

実施規模別クラブ数の状況について

○ 9割以上のクラブにおいて、実施規模が70人以下となっているものの、1200か所程度のクラブにおいて、71人以上の大規模クラブが存在している。



その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

【現状】

- 現状、放課後児童クラブの利用手続（利用申込、利用決定、あっせん、調整等）に関しては、情報提供や相談・助言、あっせん・調整等に関し児童福祉法第21条の11に規定があるのみで、具体的な方法等について国から示しているものはない。
 - ※ ガイドラインでは、利用者への情報提供等の内容については示しているものの、具体的な利用手続が定められているものではない。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、「利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）利用についてのあっせん、調整を行う」こととされた。
- これを受け、児童福祉法の改正により、市町村は、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされ、放課後児童クラブは、この情報の収集についてできる限り協力しなければならないこととされた（改正前は、情報提供のみ。なお、あっせん・調整等については、改正前後ともにできる限り協力することとされている。）。
 - ※ なお、あっせん・調整等については、児童福祉法第21条の11第3項により、市町村以外の者に委託することができることとされている。

【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブの利用手続きについて、利用申込、利用決定等を含め、市町村がどの程度関与すべきと考えるか。特に、民営の放課後児童クラブへの市町村の関与について、どのように考えるか。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」で示されている内容を踏まえ、
 - ・利用状況の把握について、どのように行っていくか。
 - ・利用についてのあっせん・調整について、どのような場合に市町村があっせん・調整を行うこととするか。

<委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）

(参照条文等)

◎子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）抄

子ども・子育て支援事業（仮称）

4. 放課後児童クラブ

（略）

- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）利用についてのおっせん、調整を行う。

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）〈子ども・子育て支援法の施行後〉

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についておっせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のおっせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

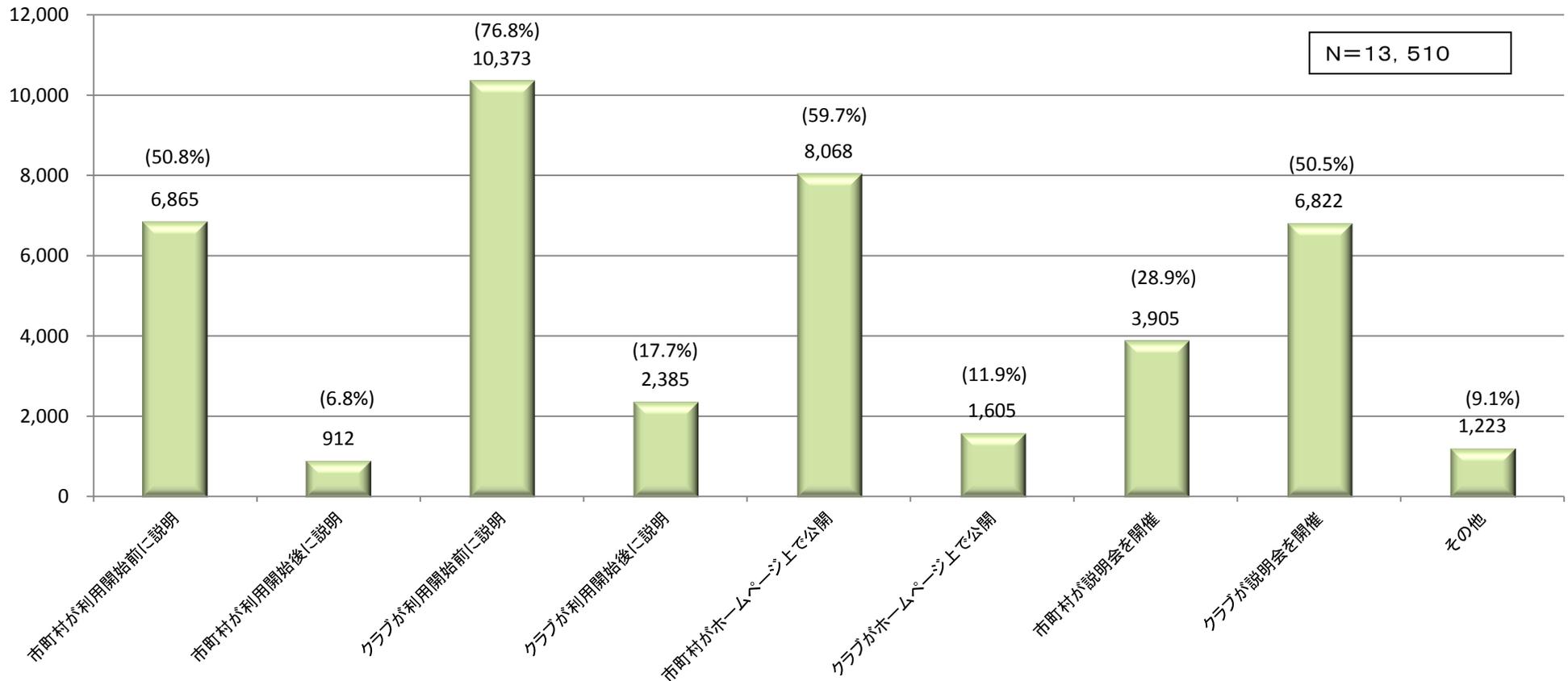
④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、おっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

利用手続きに関する状況

- 利用開始前に提供するサービス内容の説明を行っているケースが多い。
- ホームページ上で公開しているケースと説明会を開催しているケースは、ほぼ同数となっている。

◎提供するサービス内容の説明に関する状況(複数回答)

(クラブ数)

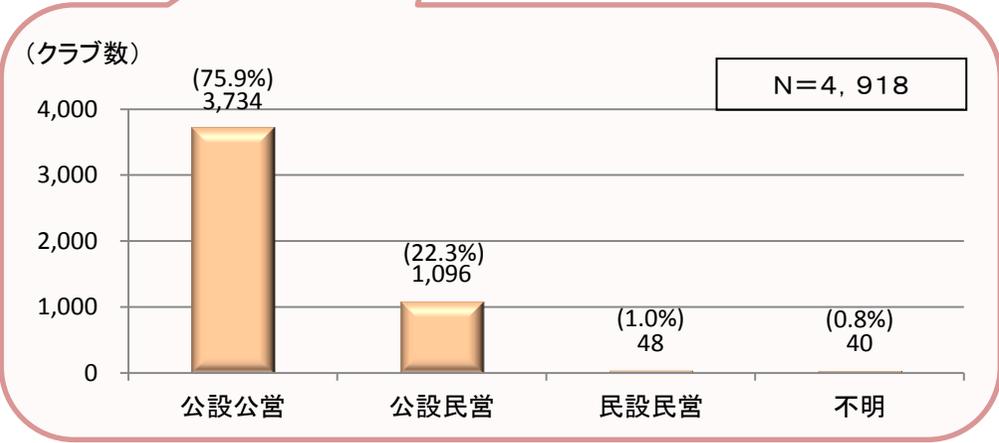
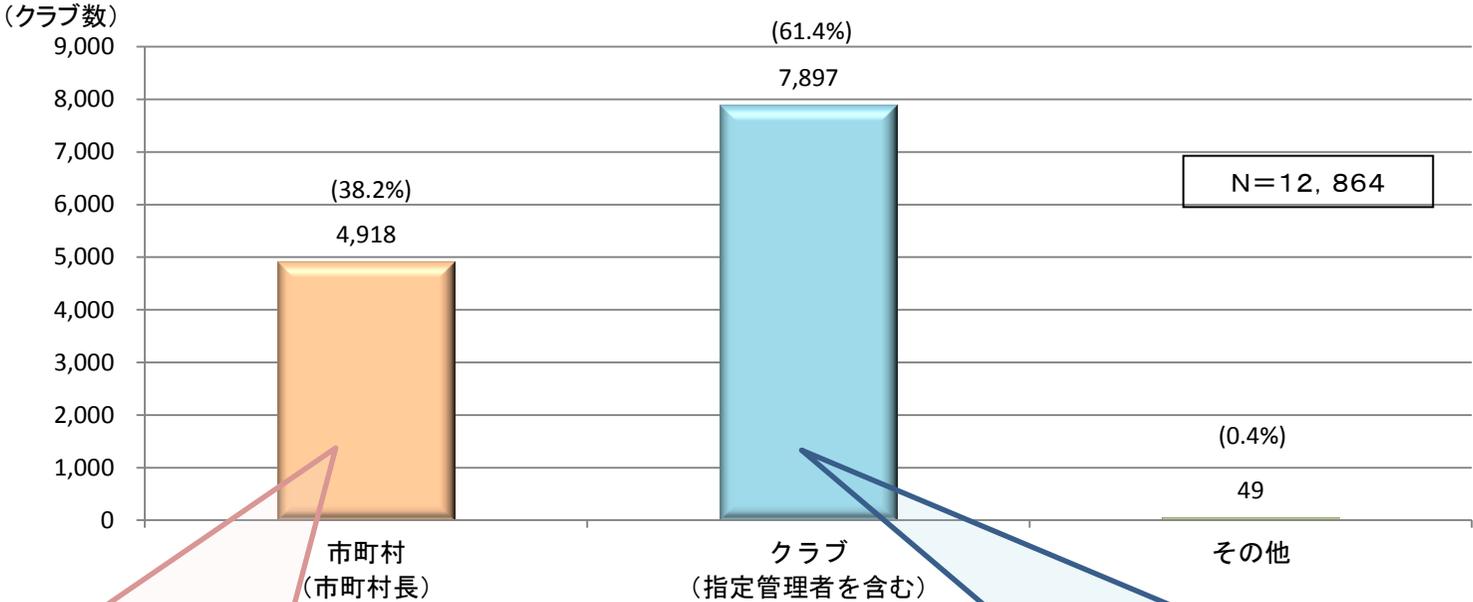


※平成24年12月現在(育成環境課調)

- 公営クラブの場合、利用に際しては、市町村窓口で申し込むケースが多い。
- 民営クラブの場合、利用に際しては、直接クラブに申し込むケースが多い。

◎利用の申し込み窓口

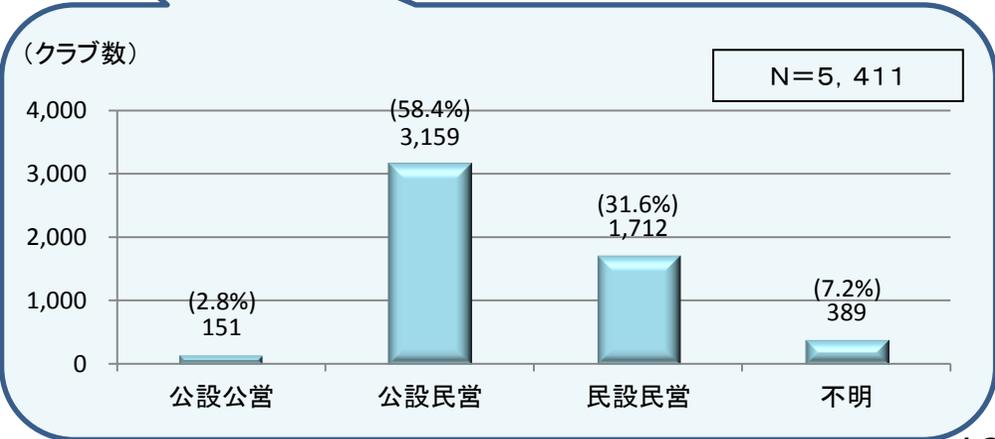
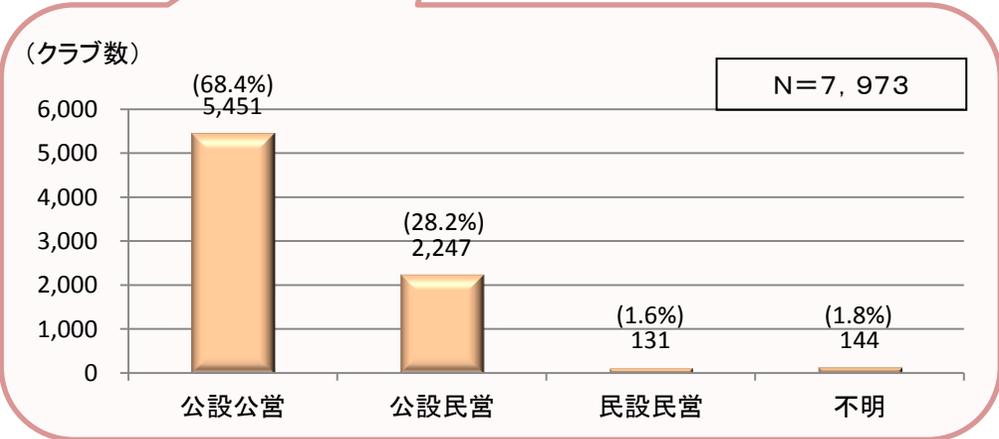
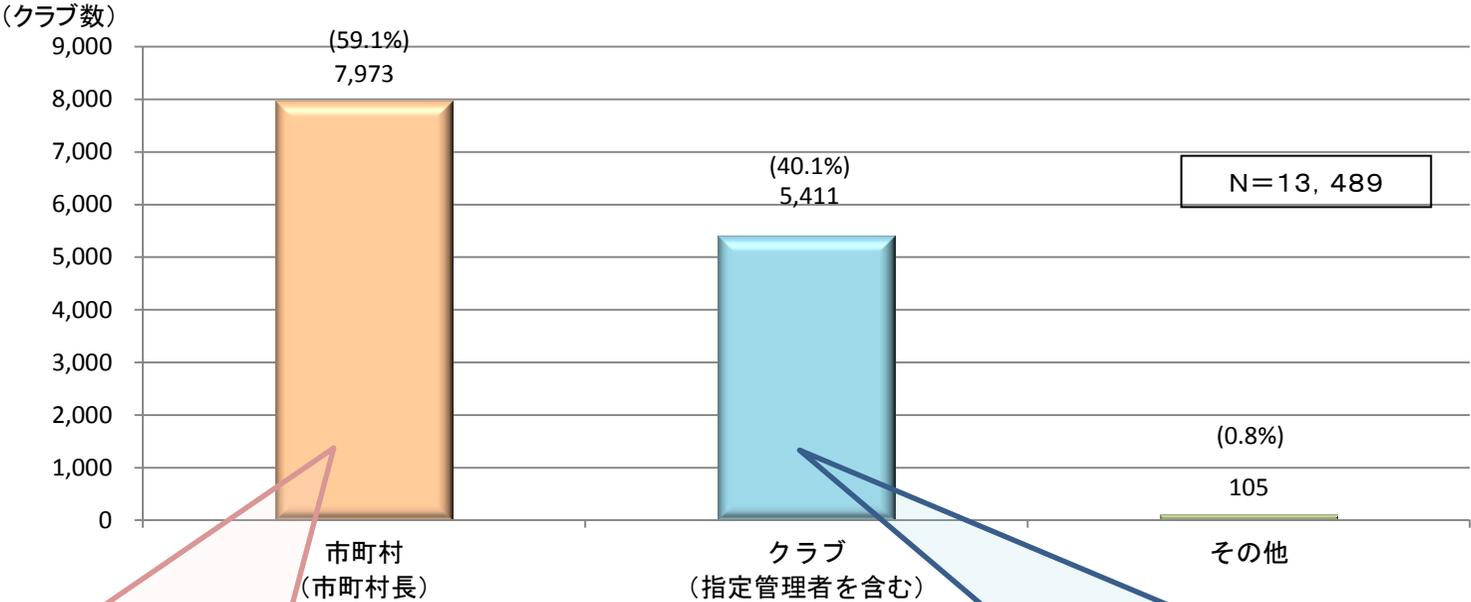
※平成24年12月現在(育成環境課調)



- 公営クラブの場合、市町村で利用決定しているケースがほとんどである。
- 民営クラブの場合、クラブで利用決定しているケースが多い。

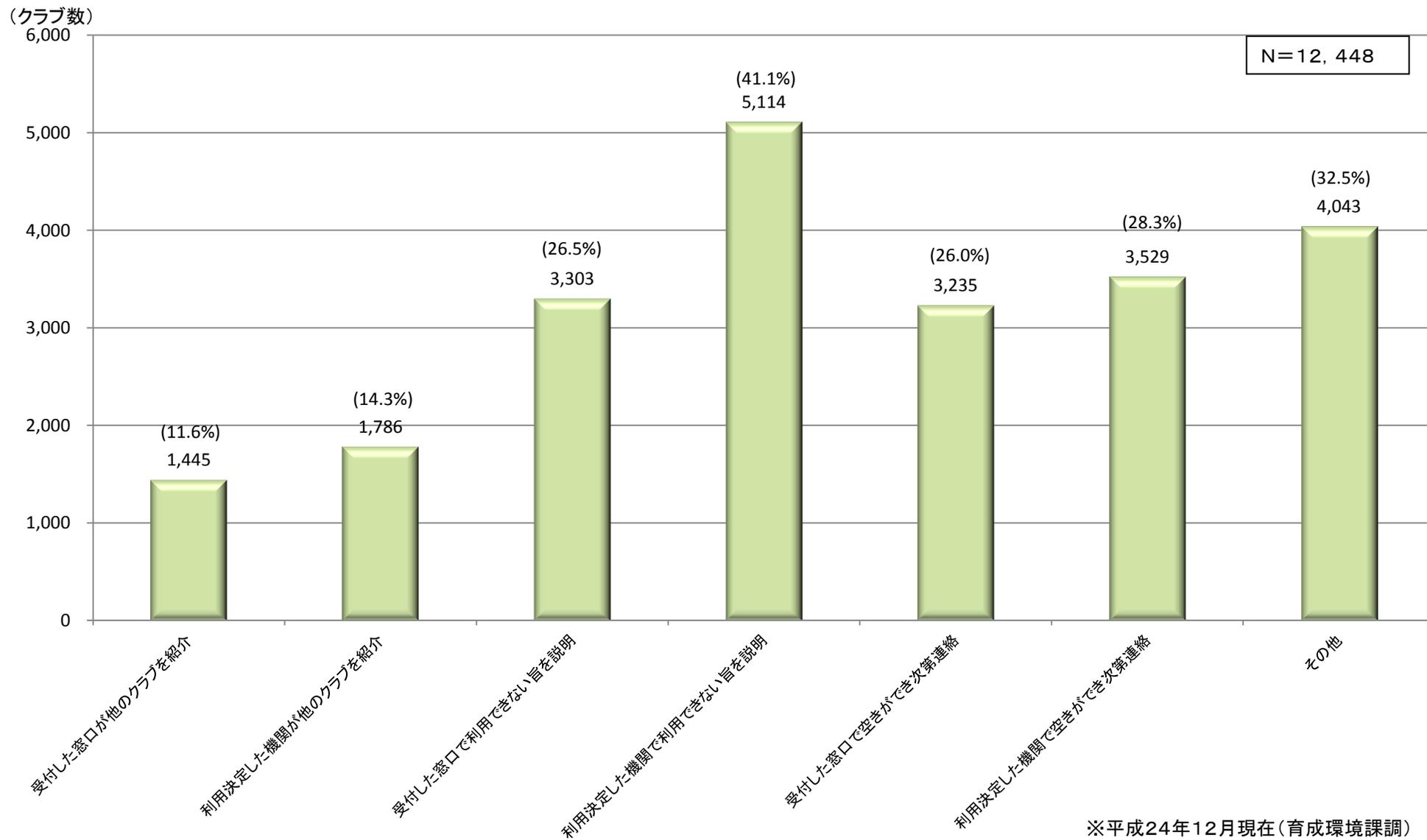
◎利用の決定機関

※平成24年12月現在(育成環境課調)



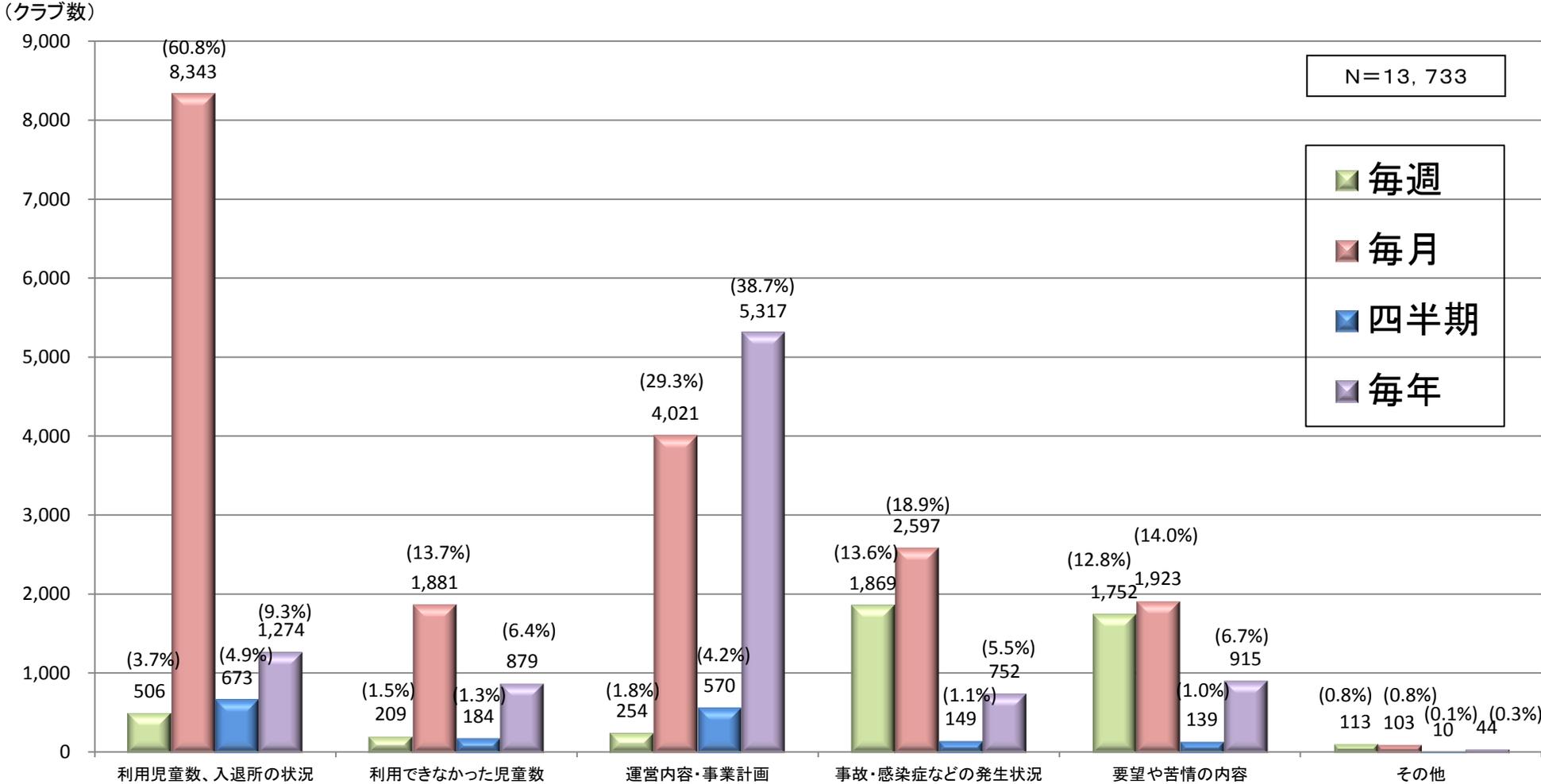
- 申込者に対し、利用できない旨を説明しているケースは、全体の約7割となっている。
- 申込者に対し、空きができ次第連絡をしているケースは、全体の約5割となっている。

◎利用できなかった児童への対応(複数回答)



- 利用児童数や入退所の状況について、市町村に報告しているケースが約8割となっている。
- 運営内容や事業計画に関する市町村への報告割合が高い。(毎月または毎年)

◎市町村へ定期的に報告している内容(複数回答)



※平成24年12月現在(育成環境課調)

- ◎ 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた放課後児童クラブの対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。
- 現状、学年が上がるほど放課後児童クラブの利用の減少傾向がある。また、学年が上がるにつれて、習い事等に通う割合が高くなってきている。

【論点・検討の視点】

- 対象年齢の明確化に伴い、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他対象年齢の明確化に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

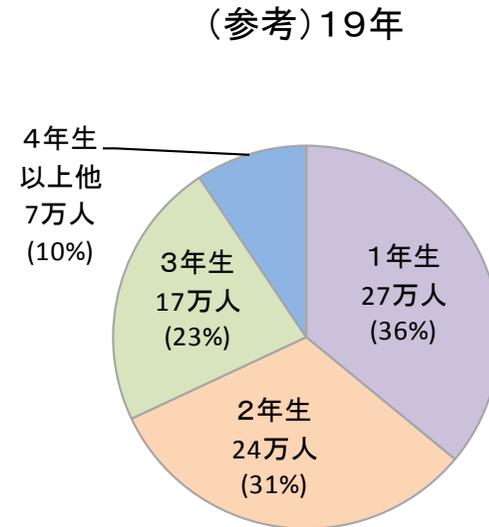
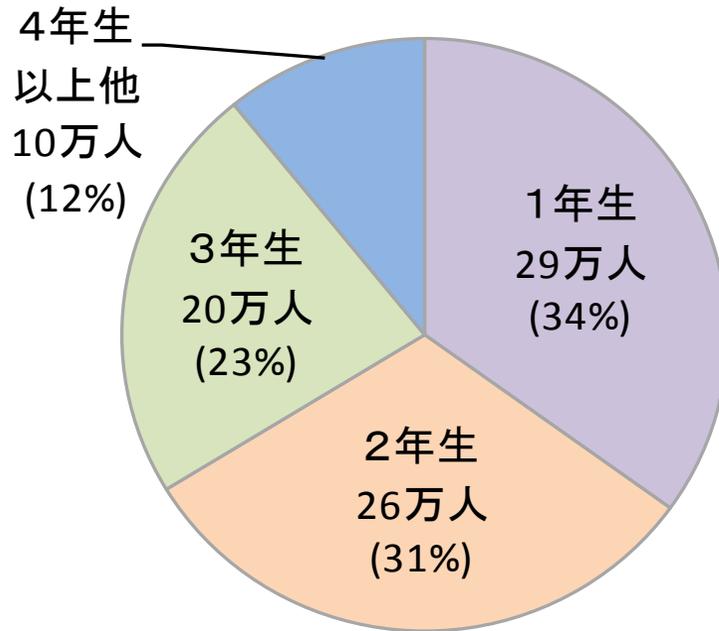
<委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。（再掲）
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。（再掲）
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。（再掲）
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。（再掲）

登録児童の学年別の状況

※平成24年5月1日現在(育成環境課調)

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後に児童が過ごす場所

○ 放課後に児童が過ごす場所について、小学校1年生では、約1/4が「学童保育」を選択している。また、年代が上がるに連れて「習い事、スポーツクラブ、学習塾等」の割合が高くなり、「学童保育」の割合が低くなっている。



◎ **放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。**

※ 放課後子ども教室とは、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するもの

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進しているところ。

【論点・検討の視点】

- 放課後子ども教室と一体的に事業を実施している場合において、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」

放課後子ども教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定）

実施か所数

10,098か所（平成24年度）

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

21,085か所（平成24年5月）

実施場所

小学校 69.8%
公民館 10.7%
児童館 4.1%
その他（中学校、特別支援学校など） 15.4%
（平成24年度）

小学校（余裕教室） 28.1%
"（専用施設） 23.5%
児童館 13.0%
その他（専用施設、既存公的施設など） 35.4%
（平成24年5月）

開設日数

113日（平成24年度平均）

原則として長期休暇を含む年間250日以上

指導者

地域の協力者等

放課後児童指導員（専任）

放課後子ども教室

(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の中で実施)

平成24年度実施箇所数: 10,098教室

地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供

放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

放課後児童クラブ
(厚生労働省)

放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが
放課後子ども教室の活動に
参加するなど、連携して実施

学校(学校支援地域本部)
・公民館・図書館など

活動場所の提供や
学習・体験プログラムの共有など
様々な形で連携・協力



コーディネーター

(活動の企画、地域との連絡・調整)



教育活動推進員

(学習や様々な活動の指導を実施)



教育活動サポーター

(子どもたちの安全見守り等を実施)

参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など
地域全体で活動に参画・協力

【活動の例】

- 学習活動
宿題の指導
読み聞かせ
- 体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動
- 交流活動
自由遊び
昔遊び
地域の行事への参加
- その他
職場体験・見学 など



子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

「放課後子どもプラン」の取組事例①

東京都府中市の例

《趣旨》
放課後子ども教室の児童も、放課後児童クラブの児童も、同じ小学校の児童であることから、放課後子どもプランの実施により、地域のまとまりや地域の活性化につなげ、放課後の成育環境の充実を図ることを目的とする。
※市内全小学校区(22学区)で連携した取組を実施。

放課後児童クラブ（生活の場）

13:00頃～

利用児童の来所（下級生から順次来所）

○出欠の確認、連絡帳の提出
○宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつ時間

○準備、後片付けの実施

○集団遊び、レクリエーション等

掃除の時間・帰りの支度

18:00頃～

帰宅

放課後児童指導員

放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

13:00頃～

活動の時間

○室内での活動
学習、工作、オセロ、将棋 など

○校庭での活動
ドッジボール、ソフトバレーボール など

17:00頃～

帰宅

放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが
放課後子ども教室の活動に
参加するなど、連携して実施

情報交換

地域のNPO団体の
スタッフ

「放課後子どもプラン」の取組事例②

横浜市の例

《趣旨》

すべての子どもたちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する。 ※市内87か所で実施(25年4月現在)

放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

13:00頃～

利用児童の来室（下級生から順次来室）

○室内での活動
工作、読書、トランプ、ブロック など

○校庭での活動
野球、サッカー、一輪車 など

○出欠の確認
○遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

○体育館での活動
バスケットボール、マット運動 など

～17:00

子ども教室の子どもは、随時帰宅

放課後児童指導員
と地域のボランティア



放課後子どもプラン

放課後児童クラブ（生活の場）

17:00頃～

おやつ時間

○準備、後片付けの実施

活動の時間

○宿題、遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

掃除の時間・帰りの支度

～19:00

帰宅

就労している保護者等のニーズ
に応えられるよう、放課後
子ども教室の活動に引き続き、
子どもたちに居場所を提供

放課後児童指導員



◎ 児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。
- 児童館で実施している放課後児童クラブは、約13%（2,745か所）となっており、学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設で実施しているものに次いで多くなっている。
- なお、児童館ガイドラインで、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点を示している。

【論点・検討の視点】

- 児童館で放課後児童クラブを実施する場合、放課後児童クラブを利用する児童と放課後児童クラブを利用しない児童が同じ部屋で過ごすケースも想定されるが、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

<委員の主な意見>

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ることが必要ではないか。

◎児童館ガイドライン（雇児発0331第9号平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

3 児童館の活動内容

(7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
 - ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,318か所 公営:2,673か所
民営:1,645か所
〈社会福祉施設等調査(平成23年10月1日現在)〉

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
・平成25年度予算
次世代育成支援対策施設整備交付金(23億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費
地方交付税措置

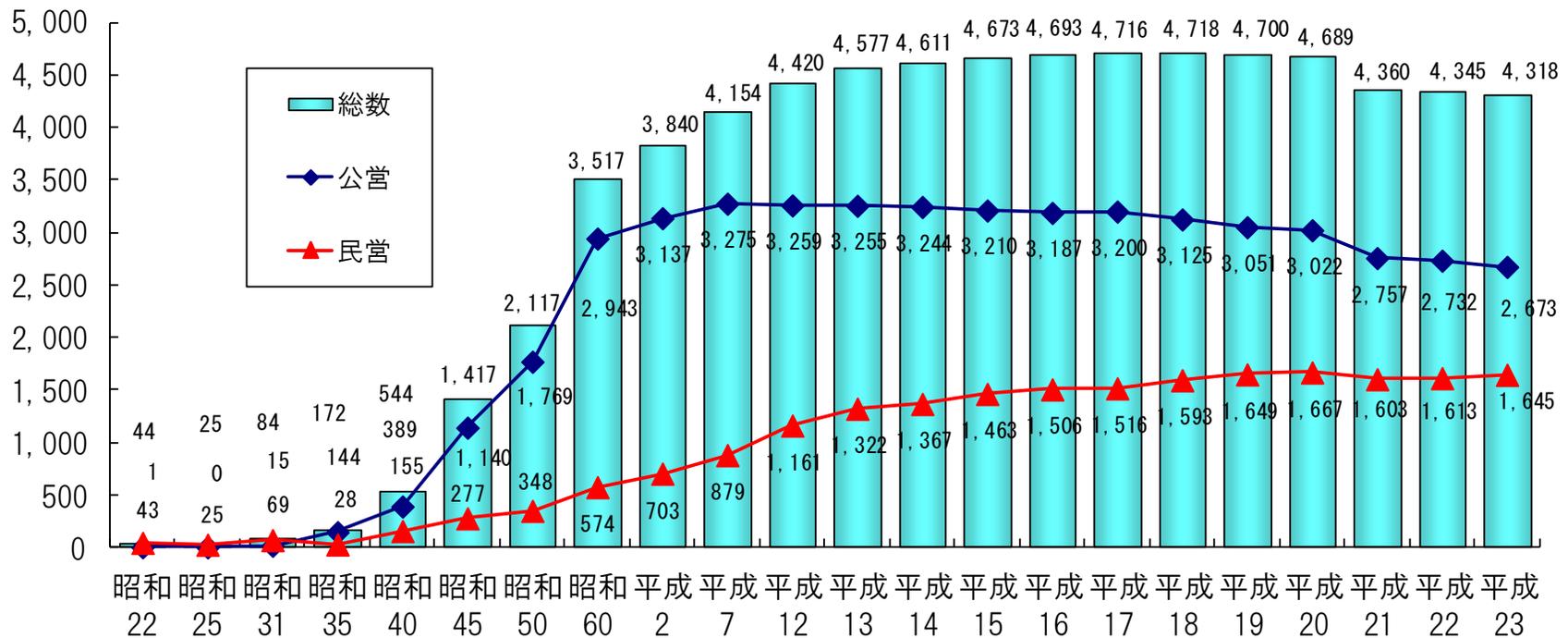
6. 運営について

- 児童館ガイドライン
児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)
- 児童館実践事例集
好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



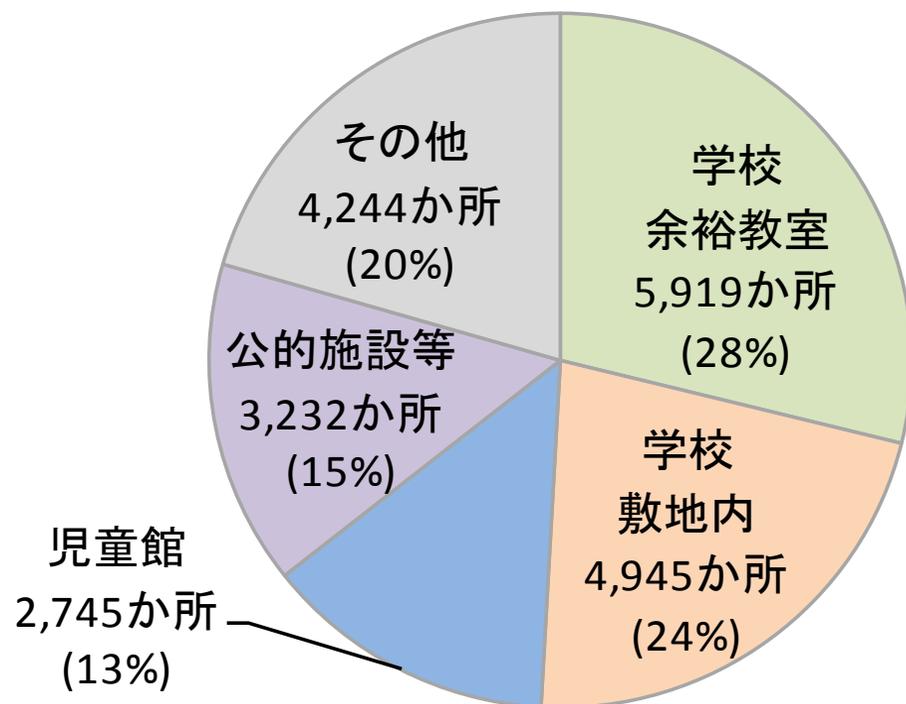
※1 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

※2 平成21年より調査の方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、20年以前の年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

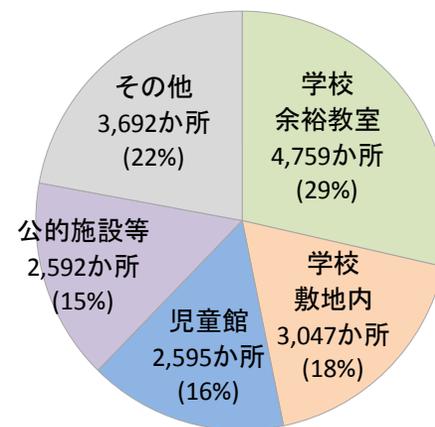
設置場所の状況

※平成24年5月1日現在(育成環境課調)

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



(参考)19年



◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。

(1) 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について

【現状】

- 放課後児童クラブの実施に当たり、主体制限は設けていない。(株式会社、NPO等も可。)
- 現行では社会福祉法に基づく届出により、新制度施行後は児童福祉法に基づく届出により、「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」(放課後児童クラブ)を行うことができることとしている。
- 新制度施行後は、企業等であるか否かにかかわらず、放課後児童クラブを行う者は、市町村が定める基準を遵守する必要がある。
 - ※国庫補助基準では、「その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としない。」こととしている。
- 企業等が実施する学童保育の取組状況については、29ページを参照。

【論点・検討の視点】

- 公費の提供を受けている企業等が実施する、児童に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」を超えるサービスの取扱について、どのように考えるか。
 - ※ 企業等が実施している例では、利用者が選択できるもの・選択できないもの(基本サービスの中に上記サービスが組み込まれている)がある。
- 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について、どのように考えるか。
- 夜間にまたがって実施しているクラブについて、どのように考えるか。

◎子ども・子育て3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第6条の3（略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

6. 放課後児童指導員の役割

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

①子どもの健康管理、出欠確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。

⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) その他について

- その他検討すべき事項として考えられるものはあるか。

公費の提供を受けていない企業等が実施する学童保育における主な取組事例

	対象児童	特色		閉所時間	利用料金
		基本料金部分	別料金部分		
Aクラブ	小1～小6 (制限なし)	・通常プログラム(学習習慣サポート、外遊びなど) ・送迎サービス (一部別料金もあり)	・イベントプログラム(農業体験、キャンプなど) ・夕食サービス ・延長サービス	通常 ～19:00 延長 ～22:00	49,900円 (小1・週5日の場合) ※このほかオプション料金あり
Bクラブ	小1～小6 (制限なし)	・英語で遊んで学べる生活環境の提供	・夕食サービス ・送迎サービス ・延長サービス	通常 ～19:30 延長 ～20:30	31,500円～ (週2日の場合) ※このほかオプション料金あり
Cクラブ	小1～小6 (制限なし)	・通常プログラム(生活指導、宿題サポートなど) ・送迎サービス	・習い事サービス(ピアノ、習字、ダンスなど) ・夕食サービス ・延長サービス	通常 ～21:00 延長 ～22:00	78,750円 (週5日の場合) ※このほかオプション料金あり

◎Aクラブ

- ・遊びや工作等の活動を通じた生活の場の提供を基本とする。(基本料金に含まれる)
- ・希望に応じて、特別なプログラムや夕食サービス等を提供。(別料金)

◎Bクラブ

- ・遊びや工作等の活動を通じた生活の場の提供だが、英会話での生活を基本とする。(基本料金に含まれる)
- ・希望に応じて、夕食サービス、送迎サービス等を提供。(別料金)

◎Cクラブ

- ・生活指導、宿題のサポート等を通じた生活の場の提供及び送迎を基本とする。(基本料金に含まれる)
- ・希望に応じて、各種習い事サービス(ピアノ、習字等)、夕食サービス等を提供。(別料金)

(参考) 認定こども園における付加的なサービス提供の取扱いについて

◎就学前保育等推進法等の施行に際しての留意事項について（抄）

（平成18年9月15日 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）

- 保育所保育指針の趣旨に鑑み、適切な内容であること。
- 利用料の徴収は、実費を基本とすること。
- 付加的なサービスのうち、利用者が選択できるもの（以下「選択的サービス」という。）については、サービスの提供に際して、選択できる旨や利用料の額の説明をあらかじめ行うなどにより、利用者の了解を得ること。
- 付加的なサービスのうち、選択的サービス以外のサービス（以下「非選択的サービス」という。）に関する利用料の徴収については、家計に与える影響を考慮し、低所得者の利用が排除されないようにすること。
- 非選択的サービスの提供に関し利用料を徴収する場合には、あらかじめその内容と利用料額について市町村と協議すること。
〔この場合において、市町村は、施設が市町村から交付される運営費（私立認定保育所については、保護者から法第13条第4項の規定により支払を受ける保育料を含む。）により対応すべきサービスの範囲を勘案し、その是非について判断すること。〕
- この協議が整わない限り、一般の保育所については、非選択的なサービスに関する利用料の徴収は認められないこと。
〔また、私立認定保育所については、非選択的なサービスに対応する利用料であっても、市町村から運営費の交付に際しては、法第13条第4項に規定する保育料であるとみなし、利用料を徴収した分だけ市町村からの運営費の交付額を減額すること。〕

【注】認定こども園を構成する保育所は、保育単価（国庫補助基準額）から利用料を差し引いた額について公費負担するのに対し、放課後児童クラブは、あらかじめ事業費の2分の1相当を利用料で賄うものと想定して、残りの2分の1相当額について公費負担している点で取扱いが異なる。